

平成30年10月25日（木）

第192回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（11：10～11：25 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○岩田委員長 郵政民営化委員会委員長の岩田です。よろしくお願いいたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について御説明を申し上げます。

なお、資料はお配りしたとおりです。

本日は、かんぽ生命保険から10月16日付けで認可申請がありました新規業務についてヒアリングを行いました。

具体的には、かんぽ生命保険から今回の新規業務について、大きく二点、御説明がありました。

平均寿命の延伸、医療環境の変化といった経営環境を踏まえ、一点目は、健康上の理由から従来の商品に加入できなかった方々にも広く保障を提供するため、引受基準を緩和し、その商品特性に応じた保障内容等を変更した、引受基準緩和型の終身保険、養老保険及びこれに付加する引受基準緩和型総合医療特約を創設したいとの御説明が、二点目は、先進医療の技術料の負担に備えたいという顧客ニーズに応え、医療保障における顧客の利便性を更に高めるため、先進医療特約を創設したいとの御説明がありました。

詳細については、かんぽ生命保険に確認していただければと思います。

現在、行っておりますパブリックコメントの結果や、今後、関係省庁等からヒアリングを行ったうえで、郵政民営化委員会において議論を深めてまいります。

委員からは、主に次のような御発言がありました。

ある委員からは、引受基準緩和型商品について、過去にがんなどの病気が発症し、それが5、6年前に完治したものの、念のため毎年検査をしている場合などは加入できるのかといった御質問がございました。それに対してかんぽ生命保険からは、がん、肝硬変、認知症に限るが、その場合は加入いただけない。ただし、人間ドック自体についての御質問に対しては、がんの治療終了後、過去3年以内のがんの検査に特化した検査を受けておらず、通常の間ドックを受けている場合には、加入いただける、というようなお答えがございました。

また、別の委員からは、引受基準緩和型商品について、具体的にどのようなネーミング、商品名にするのかといった御質問がございました。

かんぽ生命保険の方からは、商品をイメージしていただけるようなネーミングは必要と考えているが、現在、検討中であるというお答えがございました。

さらに、ある委員からは、引受基準緩和型商品についての完治後も念のため受診している方は加入できないとの説明があったことを踏まえて、商品のネーミングや説明に際し、

過度な期待を抱かせることのないよう留意していただきたいといった御意見がございました。

また、別の委員からは、先進医療特約について、他社の取扱い状況は、どのようになっているのか、また、他社と比較して、かんぽ生命保険の商品に強みはあるのかといった御質問がございました。

これに対してかんぽ生命保険からは、医療保障を取り扱っている30社のうち28社で既に取り扱っている。他社と商品性の違いはなく、後追いついて販売するものであるといったお答えがございました。

また、別の委員からは、引受基準緩和型商品の加入年齢は終身保険で85歳、養老保険で80歳とされているが、人生100年時代と言われている中で、加入年齢の引上げ等について検討しているかといった御質問がございました。

これに対してかんぽ生命保険からは、保険料が加齢に伴って引き上がるため、顧客のニーズに応じて検討してまいりたいといったお答えがございました。

最後に、郵政民営化委員会の総合的な検証、意見の進捗状況について申し上げますと、現在、調整中ということでありまして、これも前回、繰り返し申し上げましたが、できる限り早期に取りまとめたいと考えております。なお、今回の委員会では、この問題については議論をいたしておりません。

また、次回委員会の開催時期については、調整中です。

私からは、以上です。

○記者

かんぽ生命保険の新商品、新規業務ということでの申請ですけれども、他社ではとっくに出しているものが多いと思うのですけれども、それでも、やはり民営化委員会で何度か検討しないと、すぐに認可というわけにはいかないのでしょうか。つまり、時間をかけて検討しなければいけないのでしょうか。

○岩田委員長

今、民営化委員会としては、どういう状況かと言いますと、先ほど申しましたように、パブリックコメントを出しておりまして、10月18日から11月8日までということになりますが、そうしたパブリックコメントの結果等を踏まえて、必要があれば、関係官庁でありますとか、あるいはもしかすると業界の方とのヒアリングもあり得ると思っております。

そういった状況を見極めながら検討していきたいと、民営化委員会としては考えております。

○記者

金融庁が、今事務年度の金融行政方針で、日本郵政のガバナンスの発揮状況をモニタリングしていくということが盛り込まれましたが、このことについての岩田委員長のお考えと、民営化委員会として、この件で金融庁、日本郵政から聞き取りを行うかどうか、民営化委員会として日本郵政のガバナンスというものを改めて見ていくかどうか、この点をお

聞かせください。

○岩田委員長

私も金融庁の行政方針を拝読いたしました。それを拝読しますと、日本郵政について三つのことをおっしゃっているように思うのです。

一つはガバナンスの強化であるということ強くおっしゃっておられまして、一般的に（ゆうちょ以外の）他のメガ銀行ですとか、地域の銀行ですとかについても、ガバナンスがしっかりしていないといけないということは、繰り返し金融庁はおっしゃっておられまして、私が、そのことについてどう思うかと言われると、日本郵政の場合は、ゆうちょ銀行は日本郵政グループに属するという普通の金融機関とは少し違う形になっているわけですね。ですので、恐らく、そういうことを気にされているのかなと思います。

今、フィンテックの企業もいろいろ金融関係をおやりになるわけですがけれども、そういうこともありますので、こういうガバナンスについては強化されたいというふうにお考えなのかなと推測いたしております。

あと二つおっしゃっておられますが、特に限度額に関連しては、二つありまして、一つは、資金のシフトがこれまでなかったけれども、何か特定の銀行の経営が難しくなったときに、ゆうちょ銀行に資金が流れるのではないかという心配を挙げておられています。

もう一つは、民営化の進捗状況ということで、限度額については二つ御指摘になっていると思います。

これは、これまで金融庁の方からは、そういったことについては、繰り返し御意見をいただいていることと変わりませんので、改めて金融庁からヒアリングというようなことは、今、考えておりません。

○記者

かんぽ生命保険の新規事業なのですがけれども、30社医療保障を扱っている保険会社のうち28社が、もう既に扱っている商品内容で後追的な販売というようなことを、今、おっしゃられたと思うのですがけれども、どうして、ある程度奇抜というか、売りやすいような商品というものを作れないのかと、その理由みたいなものというのは、やはり株式を50%まで売ってからでないといけない、何かそういう状況があるのでしょうか。

○岩田委員長

今日、かんぽ生命保険の方からお伺いした限りでは、特に民営化の進捗状況との関連ということではお話がございませんでした。

ただ、取組が高齢化に伴って、以前から、こういう医療関係の特約については、顧客のニーズが高いということは御認識になっていて、それで、やや遅れがちではありますけれども、ある意味では民間にキャッチアップする形で、今回の新しい二つの先進医療特約と、もう一つ引受基準緩和型の商品を出すことにしましたというお話だったと思います。

ということで、特に民営化のプロセスとの関係では、お話はございませんでした。

○記者

郵便局でアフラックの保険を扱っていると思うのですけれども、アフラックのがん保険とか、そういったものと、かんぽ生命保険の保険商品の違いというのは、何かお話がありましたでしょうか。

○岩田委員長

アフラック生命保険、私の知っている限りでは、がんの保険について、これは特に特化されて販売されているということだと思っております。郵便局の窓口で、もちろん、これを契約することができるという形になっておりますけれども、かんぽ生命保険本体での業務として行っているものではないわけですね、本体の商品ではない。

しかし、今回は本体として、引受基準緩和型商品と先進医療特約というものを加えたということだと思います。特に、がんとか、そういうものに特定したのではない商品だと理解しております。

－以上－